

2. 大規模行為届出

景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更については、景観法第16条第1項、熊本市景観条例第2条第7項、熊本市景観条例施行規則第4条に基づき、事前の届出により「大規模行為に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った適合審査を実施し、熊本らしい魅力ある景観の形成を進めます。

(1) 届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

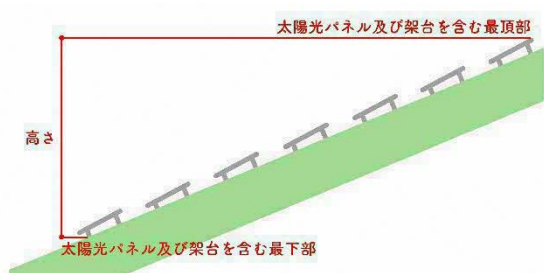
対象物	行為の種別	対象規模
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。） 第2条第7項第1号】 建築物	新築、新設、増築、 改築、移転又は 外観の変更 （修繕若しくは 模様替え又は 色彩の変更）	【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。） 第4条第1項】 ・高さ※ ¹ 12m又は建築面積1,000㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が1,000㎡を超えるもの ・既存建築物の高さ※ ² が12m以下で、太陽光発電施設を設置した場合に建築物の高さが12mを超えるもの
【条例第2条第7項第2号】 工作物 （さく及び堀を除く）		【規則第4条第2項】 ・高さ12m又はその敷地の用に供する土地の面積1,000㎡を超えるもの
【条例第2条第7項第3号】 さく及び堀		【規則第4条第3項】 ・高さ2mかつ長さ30mを超えるもの
【条例第2条第7項第4号】 土地	開発行為	【規則第4条第5項】 ・行為に係る土地の面積が1,000㎡（宅地分譲の用に供するものにあつては3,000㎡）を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
【条例第2条第7項第5号】 土石及び鉱物	採取及び掘採 （地形の外観の変更を伴うもの）	
【条例第2条第7項第2号】 太陽光発電施設	土地に自立して、 新設、増設する場合	【規則第4条第2項】 ・高さ※ ² 12mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が1,000㎡を超えるもの

※1 建築基準法施行令第2条第1項第6号口による建築物の高さとする

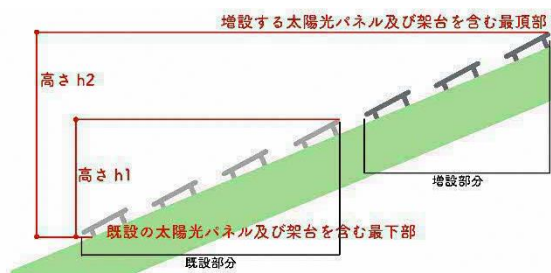
※2 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる（次ページ）

＜太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方＞

■新設する場合の高さの考え方（斜面）

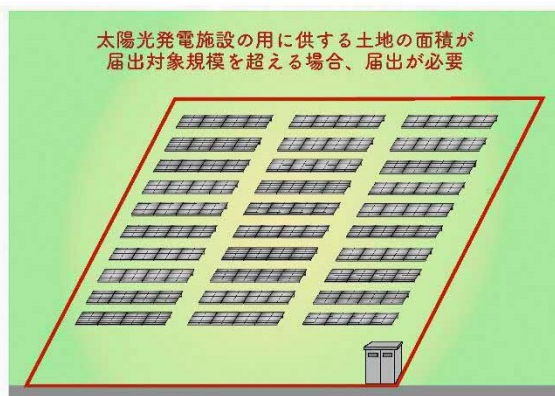


■増設する場合の高さの考え方（斜面）

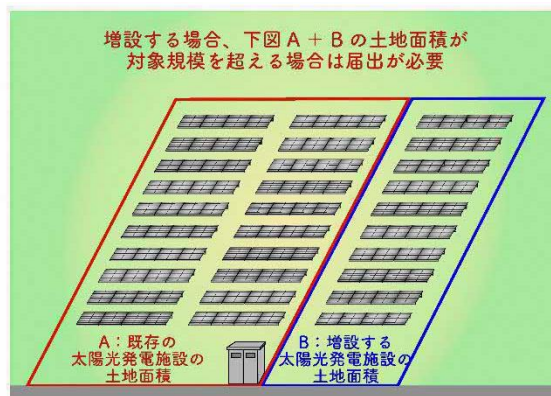


- ・ 斜面に設置する場合の高さの取り方は、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さです。増設する場合、右図 高さ h2 が届出対象規模を超える場合は届出対象となります。

■新設する場合の土地面積（敷地）の考え方



■増設する場合の土地面積（敷地）の考え方



- ・ 太陽光発電施設を設置する土地面積（敷地）が届出規模を超える場合、届出が必要となります。
- ・ 土地面積は、太陽光パネルのみの面積だけではなく、太陽光発電施設の附属施設（パワーコンディショナー、電力量計、塀、柵等）及びパネル間隔（メンテナンススペース等）を含めた面積となります。
- ・ 増設の場合、既存の土地面積に、増設する土地面積を足し合わせた面積が届出対象規模を超えると届出が必要となります。

＜大規模行為（既存建築物の外観の変更）における

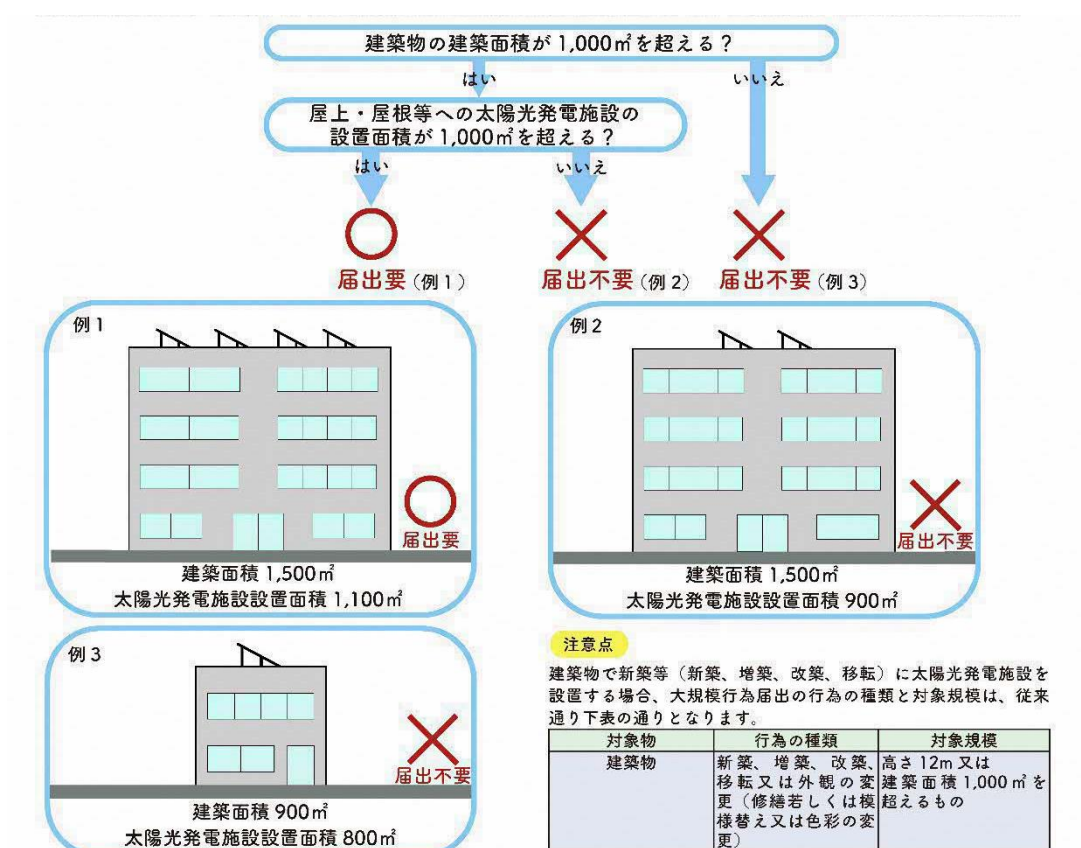
太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方＞

・既存建築物に太陽光発電施設を設置する場合、太陽光発電施設は建築設備にあたるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。

・①、②のいずれかに該当する場合は、届出が必要です。

①建築物に 1,000 m²以上の太陽光発電施設を設置する場合（下図フローのとおり）

②既存建築物の高さが 12m 以下で、太陽光発電施設を設置した場合に建築物の高さが 12m を超える場合



(2) 市全域の景観形成基準（重点地域を含む）

※本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節）の内容をご確認下さい。

項 目		基 準
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別な視点場）からの眺望を損なわないように壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 ・壁面線や高さをそろえる等の行為を通してまち並みとしての魅力向上に貢献すること。 ・まちにゆとりやうるおいを生み出すために、オープンスペースの確保に努めること。オープンスペース計画の際には「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」（P153）を参考とすること。
	形態	・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するよう努力すること。 ・遠いところから見おろす眺望に対して、屋上や屋根などのデザインに配慮すること。 ・長大な壁面や架構には小さな部材の使用や、空間を区切るなどの手法を用いることによって、人との融和に努めること。 ・まち並みとしての連続性がとぎれないように1階部分の用途やデザインなどに配慮すること。 ・外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努めること。共同住宅の場合、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるように配慮すること。
	色彩・材料	・基調となる色は、周囲の自然やまち並みの色彩（色相・明度・彩度）に調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること。 ・建物等の材料については、周囲の自然素材やまち並みと素材感の調和に努めること。 ・「地域で推奨する色彩」、「避けてほしい色彩」及び「使用できない色彩」は、次表のとおりとする。なお、色彩の指定はマンセル表色系※1による表記を用いる。 ・各地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。

※1：マンセルが考案した色の表示法。色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計10色を基準に組み立てたもの

コラム

公開空地等の効果的な利活用を促進しています

熊本市では、公開空地等を整備・設計する設計者、土地・建物の所有者や管理者、公開空地等を利活用する利用者に、公開空地等の検討手順や利活用方法等を広く知ってもらうために、令和4年（2022年）に、「公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの策定時には、公開空地等の活用の実証実験も実施しました。



国際交流会館の空地での実証実験

色彩・材料

■都市部（歴史的まち並み地区を除く）

- ・都市型居住景観形成ゾーン（中心部）
- ・都市近郊型居住景観形成ゾーン（周辺部）
- ・郊外型居住景観形成ゾーン（郊外部）

「地域で推奨する色彩」

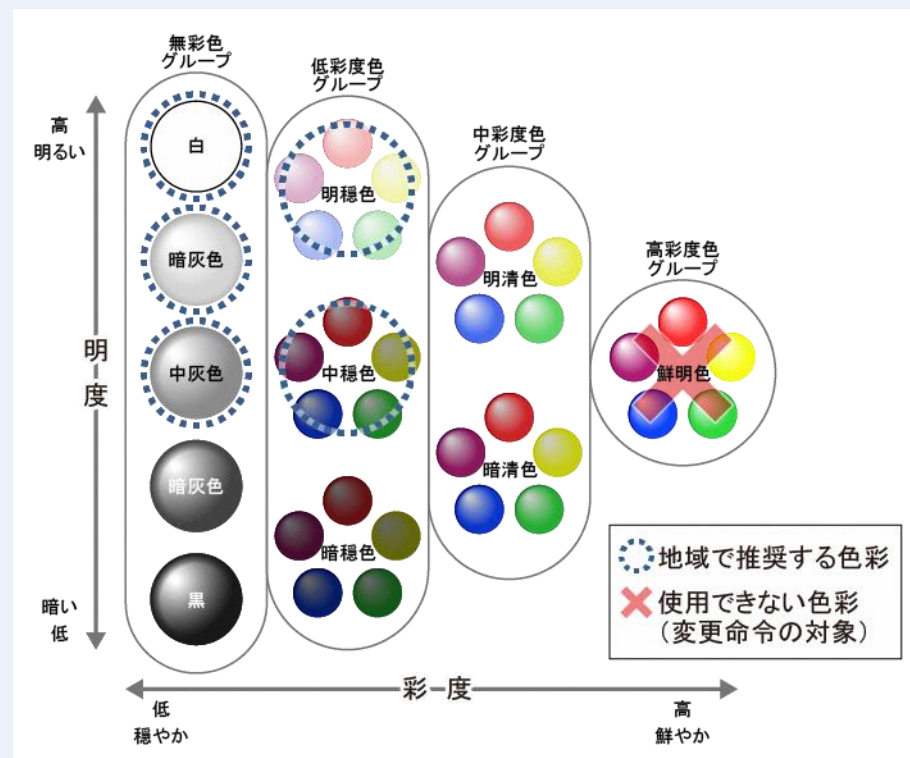
(マンセル値)

	色相	明度	彩度
白	N	9 以上 10 以下	—
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

「使用できない色彩」変更命令の対象

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



色彩・材料

■都市部（歴史的なまち並み地区）

・川尻地区、新町・古町地区等

- ・川尻においては、「川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン」（P153）、新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」（P153）を参考とし、地域景観を阻害しないよう配慮すること。

「地域で推奨する色彩」

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
白	N	9 以上 10 以下	—
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
黒	N	3 以下	—

「避けて欲しい色彩」

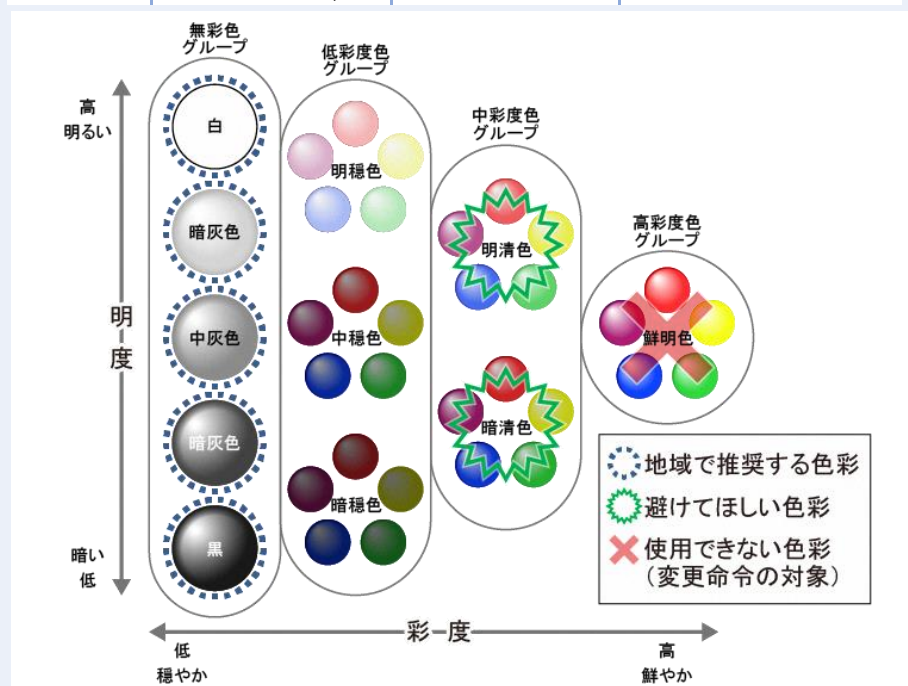
(マンセル値)

	色相	明度	彩度
明清色	R・YR 系	6 以上 10 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 以下
暗清色	R・YR 系	6 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 以下

「使用できない色彩」変更命令の対象

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



色彩・材料

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

■田園部

- ・田園景観・既存集落景観保全ゾーン
- ・自然環境景観保全ゾーン

「地域で推奨する色彩」

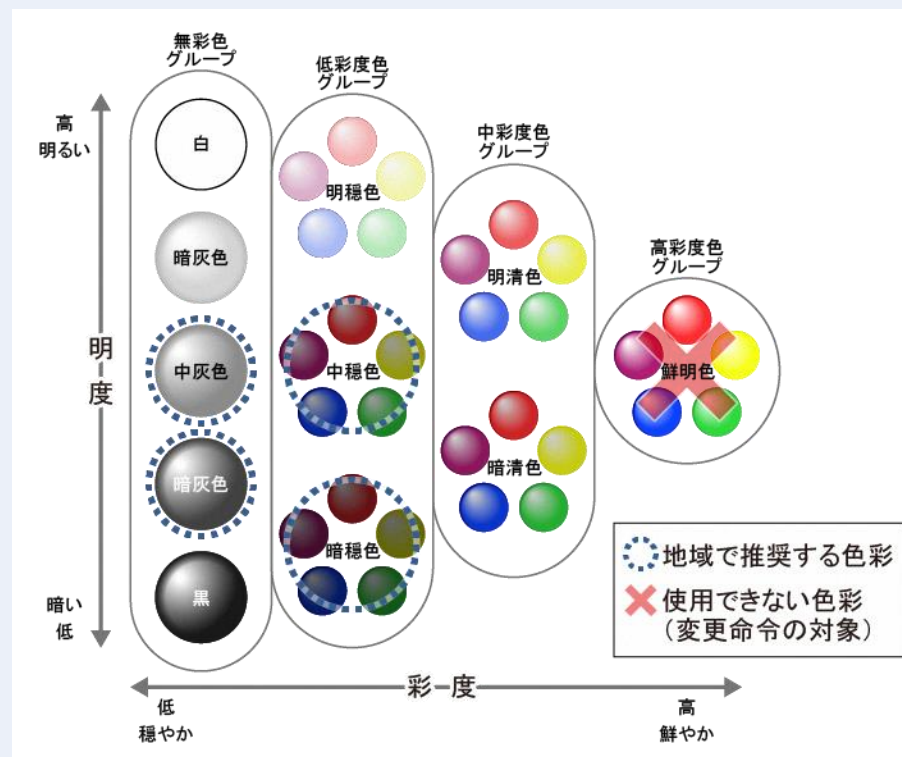
(マンセル値)

	色相	明度	彩度
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
暗穏色	R・YR・Y 系	5 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

「使用できない色彩」変更命令の対象

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

敷地の緑化			・敷地内のオープンスペースは、「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」(P153)も参考として、緑化に努めること。 ・前面道路に面するところ、特に角地等における緑化、窓辺や屋上等の緑化も推進すること。 ・緑陰駐車場等、駐車場の緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすように配慮すること。 ・中高木の植栽を促進すること。
太陽光発電施設	建築物の屋根・屋上等に設置する場合	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	土地に自立して新設、増設する場合	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
		敷地の緑化	・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすよう配慮すること。 ・伐採により樹木の連続性を無くさないこと。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。
	その他		・外観のよごれや設備の損傷、はみ出し駐車や、無秩序な駐輪、建築デザインをこわすような垂れ幕や看板の設置等を回避するよう、管理・運営面からの対策を講じるものとする。 ・駐車場及び物品等の置き場については、その位置に配慮するとともに外から見えないような工夫を行うように努めること。 ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや動きのある照明を用いないように努めるとともに、「熊本市光のマスタープラン」(P153)を参考とし、良好な夜間景観の創出に努めること。

さく及び塀の新設、増築、改築、 移転又は外観の変更	位置・高さ	・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別な視点場）からの眺望を損なわないように道路境界からの壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 ・まち並み（通りに面した建物の連続）の一員として参加し、まち並みとしての魅力向上に貢献すること。 ・通りに開放感を与えるように高さを低くおさえるように努めること。
	形態	・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するように努めること。 ・長大な壁面には、小さな部材の使用や、空間を区切る等の手法を用いることによって、人との融和を図ること。 ・敷地内外の連続一体化が可能な場合には、さくや塀を設けずに開放的な利用が望まれる。
	色彩・材料・緑化	・色彩は、周囲の自然やまち並みの色調と調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に設定するように努めること。 ・材料は、周囲の自然素材やまち並みと調和したものとする。 ・できるだけ生け垣にするなど、緑化に努めること。
開発行為	土地の形状及び緑化	・可能な限り、原地形に沿った形で変更を行うように努めること。 ・周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 ・団地等では、全体の景観計画に基づいて、個々の造成や緑化を図ること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・のり面の勾配は、可能な限りゆるやかなものとする。 ・周辺の景観との調和を考慮した形態・材料とし、緑化に努めること。
土石の採取及び 鉱物の掘採	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・採掘後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 ・採掘終了後緑化しやすいよう、計画的な採掘を行うように努めること。

コラム

景観スケールに応じた光の組み合わせ

「熊本市光のマスタープラン」では、安全安心に歩いて楽しめる夜間景観の形成を目指し、照明色温度^{※1}の推奨値を下図のように設定しています。また、景観タイプごとに夜間景観の指針を示しています。照明を計画する際に参照してください。

※1：白色光の色味により段階分けされた単位：K（ケルビン）で表したものを



■ シティスケール
3,500K～6,500K



■ ストリートスケール
3,000K～3,500K



■ ヒューマンスケール
2,400K～3,000K